

令和 4 年度

富士見市地域密着型サービス事業所選定に係る募集要項（案）

令和 4 年 6 月 日

富士見市健康福祉部高齢者福祉課

1 公募内容

(1) 公募の趣旨

富士見市では、「富士見市第8期高齢者保健福祉計画」(114頁参照)に基づき、公募制を取り入れた地域密着型サービスの整備を進めていきます。

今回公募するのは、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(令和5年度中)に整備を完了する事業者(事業開始は令和6年度から)です。

地域密着型サービスについては、サービスの質の確保や圏域ごとの適正な整備を図る必要があります。そこで、質の確保と地域バランスに配慮し、公平性・透明性・客観性を担保した手続きの下、可能なかぎりよりよいサービス提供が期待できる事業者を選定するため、公募プロポーザル方式により指定申請事業者を決定します。選定に際しては、事業所開設の趣旨及び理念、実績、財務状況等を総合的に考慮して決定します。選定事業者は、決定後ホームページで公表します。

(2) 募集する地域密着型サービスの種類及び募集数等

募集する地域密着型サービスの種類、募集数等は下表のとおりです。

サービス種類	募集数	定員
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	1事業所	9人以下×2ユニット以下の18名を定員の上限とする。

(参考 富士見市日常生活圏域一覧)

第1圏域	大字東大久保、大字上南畑、大字下南畑、大字南畑新田、みどり野西、みどり野東、みどり野北、みどり野北、大字勝瀬、ふじみ野東1～4丁目、渡戸1～3丁目、羽沢1～2丁目、ふじみ野西3丁目の一部(勝瀬町会)、大字鶴馬(渡戸東町会)
第2圏域	山室1～2丁目、関沢1丁目、諏訪1～2丁目、羽沢3丁目、鶴馬1～3丁目、鶴瀬東1・2丁目、大字鶴馬(前谷町会、山室町会、諏訪1丁目町会、諏訪2丁目町会)
第3圏域	鶴瀬西2～3丁目、ふじみ野西1～4丁目、上沢1～3丁目、勝瀬(勝瀬西町会)
第4圏域	関沢2～3丁目、針ヶ谷1～2丁目、大字針ヶ谷、西みずほ台1～3丁目、水子(針ヶ谷1丁目町会)、大字鶴馬(鶴瀬西1丁目二葉町会、鶴瀬西1丁目西町会)
第5圏域	水谷東1～3丁目、東みずほ台1～4丁目、貝塚1～2丁目、水谷1～2丁目、榎町、大字水子

(3) 応募資格

以下のすべてを満たすことが必要です。

- ・法人であること
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項及び第5項、第115条の12第2項及び第3項の欠格事由に該当しないこと。
- ・介護保険関係法令及び富士見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の基準を満たしていること。
- ・確実な事業実施と継続して安定した運営を行うための十分な経営基盤及び事業に対する知識経験を有すること
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、手続き開始決定を受けているものを除く。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2号に該当しないこと。
- ・納付すべき国税及び地方税、保険料等を滞納していないこと。
- ・応募日時点で、介護保険サービス事業を運営しており、かつ1年以上の実績があること。
- ・応募日時点で、過去5年以内に都道府県及び市区町村が行った指導監査等において重大な指摘を受けていないこと。
- ・建築基準法等の関係法令を全て満たしていること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でないこと。
- ・富士見市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団でないこと。
- ・役員等が富士見市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団員でないこと。

2 応募の方法

(1) 開設計画書等の提出

募集期間内に、以下の必要書類を高齢者福祉課まで提出してください（詳細は「提出書類一覧」を参照してください。）。

様式は富士見市ホームページ (<https://www.city.fujimi.saitama.jp/>) からダウンロードできます。

- ①公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ②富士見市地域密着型サービス事業計画提案書（様式第2号）
- ③法人の概要（様式第3号）
- ④事業概要
- ⑤定款又は寄付行為 ※写し可(要原本証明)
- ⑥法人登記簿謄本 ※応募申込日前3ヶ月以内のもの 原本
- ⑦事業経歴・実績
- ⑧パンフレット
- ⑨役員等名簿（様式第4号）

- ⑩誓約書（様式第 5 号）
- ⑪提案説明書（様式第 6 号）
- ⑫資金収支計画書（様式第 7 号）
- ⑬法人決算書及び決算附属書一式 ※過去 3 年間のもの
- ⑭資金調達計画書（様式第 8 号）
- ⑮施設利用料金表（様式第 9 号）
- ⑯事業スケジュール（様式第 10 号）
- ⑰備品一覧（様式第 11 号）
- ⑱人件費について（様式第 12 号）
- ⑲施設予定地及び建物の状況（様式第 13 号）
- ⑳予定建物の図面（立面図、断面図）等
- ㉑改修・増改築前の図面、現況写真（外観・内部）
- ㉒開設予定地の現況写真
- ㉓事業実施継続協力誓約書（様式第 14 号）
- ㉔建設予定地の抵当権設定状況一覧表（様式第 15 号）
- ㉕富士見市地域密着型サービス事業予定地事前協議報告書（様式第 16 号）
- ㉖建設に伴う地域住民説明の経緯について（様式第 17 号）
- ㉗建設に伴う地域住民説明の経緯についての議事録・同意書

（2）募集期間

令和 4 年 6 月 1 日（水）～令和 4 年 7 月 29 日（金）

※開設計画書等の修正を含め募集期間内に提出してください。

（3）注意事項

- ・あらかじめ高齢者福祉課に連絡の上ご提出ください。郵送での提出は認められません。
- ・紙資料 9 部（正本 1 部、副本 8 部）と電子データ（CD-R 又は DVD-R）を提出してください。正本と副本の記載内容が異なることのないようにしてください。
- ・紙資料はフラットファイルを用いて、A4 長辺左穴あけ綴りとしてください。また背表紙と表紙に以下の事項を記載してください。
 - ① 令和 4 年度認知症対応型共同生活介護（グループホーム）開設計画書
 - ② 法人名
- ・提出された資料は一切返却できません。
- ・書類等の作成に係る費用はすべて応募事業者が負担するものとします。
- ・提出書類等は、審査及び説明を目的として、市がその写しを作成し、又は使用することができるものとします。
- ・応募書類に、虚偽その他不正が認められた場合は、選定決定を取り消すことがあります。
- ・応募後の計画変更は原則として認められません。
- ・応募を取り下げる場合は速やかに取下げ書を高齢者福祉課に提出してください。
- ・選定後の辞退や事業変更等は、本市の行政計画全体に大きな支障を来すことになるため、

確実に事業実施ができる見込みをもって応募してください。また、辞退等する場合は、法人名・代表者名、辞退理由等の公表及び関係機関等への説明を行っていただくこともあります。

- ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合については、不適とします。
- ・説明会は開催しません。応募にあたり質問がある場合は、高齢者福祉課までご連絡ください。

3 指定申請事業者の決定

(1) 評価、選定方法

事業者の選定に際し、プレゼンテーションを実施し、評価を行います。評価は(2)の基準に照らして行われます。富士見市地域密着型サービス事業者等選考委員会の委員がそれぞれ各評価項目についての採点を行い、上位1者を選考します。なお、採点の結果、同点の場合、選考委員会委員長が選考を行います。選考結果を元に富士見市介護保険事業推進委員会に諮り、承認を得たうえで、市長が事業予定者(指定申請事業者)を決定します。なお、一定の条件を付与することがあります。

※プロポーザル参加者が1者のみの場合でも、プレゼンテーションは実施します。

※評価が一定の水準に達しない場合は、最上位であっても事業者として選考しません。

※プレゼンテーションの時間等は、申込受付終了後、別途応募者に通知します。

(2) 評価基準

各委員の合計得点100点、下記各項目別の点数の合計とします。配点については現時点では公表しません。

ア 応募の動機

本公募に応募した理由

イ 理念・基本方針

(ア) 理念

法人運営理念と本事業の運営理念

(イ) 基本方針

- a) サービスの質を向上させるための目標・方策
- b) 利用者本位の視点に立った具体的なサービス提供内容
- c) 利用者本位の状態、意向に配慮したサービス計画作成の考え方
- d) 認知症ケアに対する考え方
- e) 身体的拘束に対する考え方
- f) 医療対応が必要な人の受け入れについて
- g) 効率的運営への取り組み
- h) 利用料金の考え方
- i) 自立支援のための具体的な方策
- j) 緊急時の対応
- k) ハラスメント対策

- 1) 地域とのかかわりについて
- m) その他、法人独自の考え方

ウ 利用者等の保護等

- (ア) 個人情報の管理に対する考え方及び個人情報保護の措置についての職員への周知方法
- (イ) プライバシーへの配慮に対する考え方
- (ウ) その他、法人独自の考え方

エ 利用者の決定

- (ア) 利用申込者の決定基準
- (イ) 利用解除時の条件

オ 地域との連携

- (ア) 開設にあたっての地域住民への理解を得るための方策
- (イ) 利用者と地域住民の交流を図る方策
- (ウ) 地域交流スペースについて（設置の有無、具体的な活用方法）
 - *レクリエーション・ルーム、談話室を除く
- (エ) その他、法人独自の考え方

カ 医療・福祉との連携

- (ア) 協力医療機関との連携体制について（業務提携契約書・同意書等がある場合は写しを添付のこと）
- (イ) 当該事業計画における介護と医療・福祉の連携に対する考え方、具体的取組み
- (ウ) その他、法人独自の考え方

キ 人員体制の確保

- (ア) 人員の確保はできているか（採用計画など）
- (イ) 職員の質の向上に向けた取組（研修内容、研修計画など）
- (ウ) 職員の定着、確保に向けた方策、体制があるか。

ク 設備体制の確保

- (ア) 設置予定場所の利便性、遠方の住民・家族への対応はどうか
- (イ) 事務室・相談室など設備の状況はどうか。

ケ 収支シミュレーション

- (ア) 事業計画に対する予算の積算内容は適切か

コ 危機管理

- (ア) 時間外の相談についての対応はどう考えているか
- (イ) 緊急時や事故発生時の対応についての体制はどのようになっているか

- (ウ) 防災への対応策（業務継続計画（BCP）・訓練・非常災害の際の近隣住民との連携体制）
- (エ) 防犯への対応策
- (オ) その他、法人独自の考え方（夜間、緊急時の職員体制など）
- (カ) 苦情処理の体制及び考え方

サ 法人の事業実績

- (ア) 介護保険事業者としての運営実績はどうか

シ 法人の経営状況

- (ア) 運営能力や長期的な安定度はあるか

ス 衛生管理

- (ア) 感染症予防への方策（感染症等の安全対策）
- (イ) その他、法人独自の考え方

セ 事故防止・安全対策等

- (ア) 利用者の事故防止、虐待防止及び事故発生時の対応について
- (イ) 損害補償について
- (ウ) その他、法人独自の考え方

ソ 事業予定地の選定理由

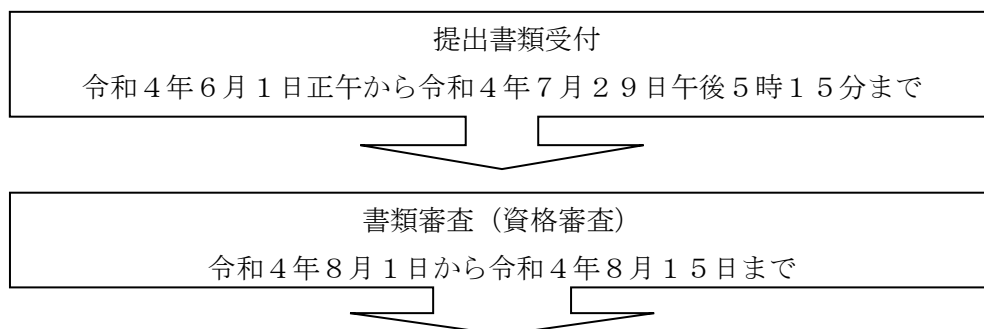
タ その他、法人独自の取り組み

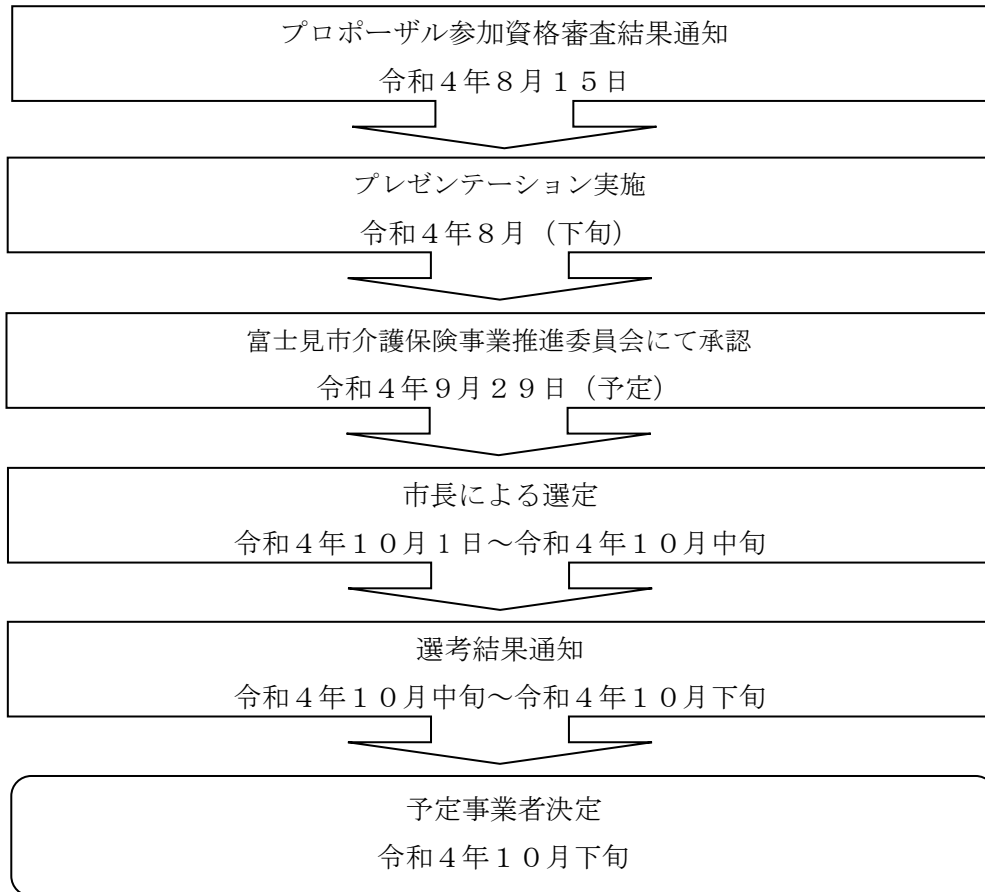
- (ア) 併設提案の理由（併設提案がない場合は不要）
- (イ) 法人独自の取り組み

(3) 決定後の流れ

指定申請事業所として決定した事業者は、介護保険法その他関係法令を遵守し、事業開始の準備を行い、指定申請書及び関係書類については、事業開始予定日の前月 10 日までに提出してください。

4 スケジュール





5 問い合わせ先

〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1

富士見市健康福祉部高齢者福祉課地域包括ケア係

電話 （代表）049-251-2711 内線 391 （直通）049-252-7107

E-Mail : fukushi@city.fujimi.saitama.jp